

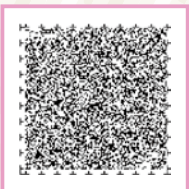
福祉みえ!



福祉みえでは、表紙に掲載する写真を募集しています。
 今月号は、社会福祉法人結の会さんから、アメリカン
 フードトラック「EWA L U」さんが来所されたときの
 写真を提供いただきました。
 応募については、本会ホームページをご覧ください。

contents

- 特集：重層的支援体制整備事業の取り組み…………… 2～4
- 連載：仕事のワタシ、普段のわたし……………5
- 人権啓発寄稿：インクルーシブな社会に向けて、私たちができることは? ……6
- information……………7
- ありがとうメッセージ……………8



福祉みえでは、2～4ページの特集記事に
 uni-voice による音声コードを導入しています。

2023年2月号

No.380

ふれあいネットワーク

特集

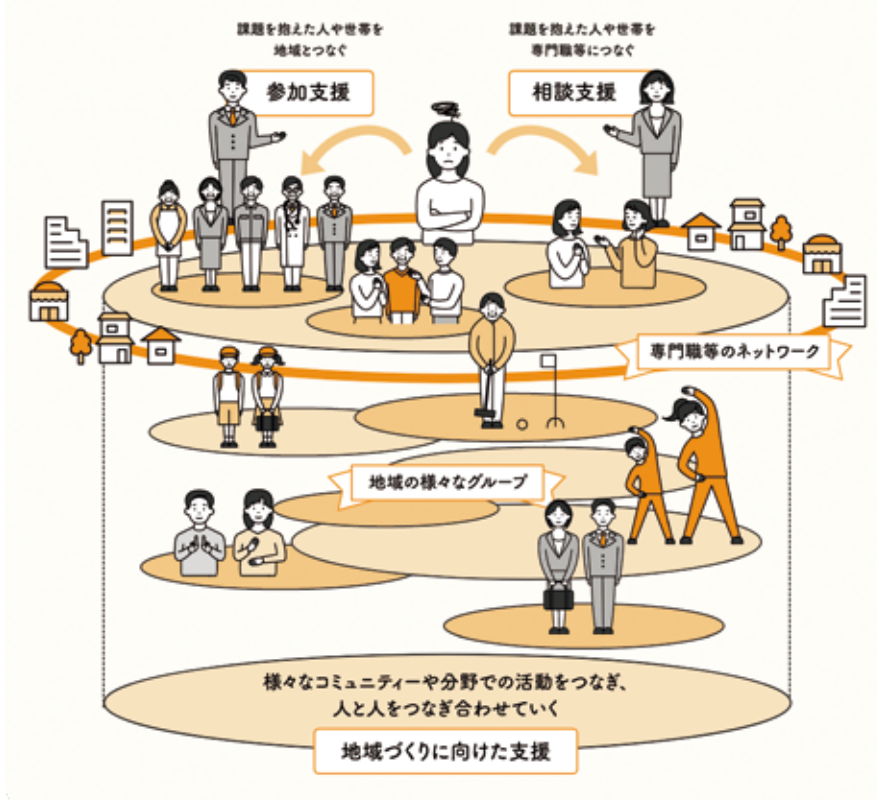
重層的支援体制整備事業の取り組み

Introduction



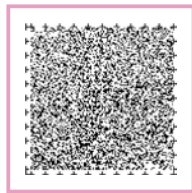
少子高齢化による人口減少や社会構造の変化の影響から、福祉ニーズは以前よりも多様化・複雑化しています。人口減による担い手の不足や、地縁・血縁等の繋がりが以前よりも希薄になっている現状において、これまでの制度や分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係だけではない新たな社会の形が模索されてきました。そしていま、人と人、人と社会が世代や分野を超えてつながり、誰もが

市町村全体がチームになり、3つの支援を一体的に実現する



が地域をともに創っていく社会が目指されています。それらを実現するための具体的な取り組みとして、属性を問わない包括的な相談支援、課題を抱えた人や世帯を社会とつなぐ支援、地域で新たなコミュニティやネットワークをつなぐ地域づくりの支援を行う「重層的支援体制」を整備する事業があります。これは、必要に応じて専門職による伴走型・寄り添い型の支援

を受けられる体制と、地域住民が各々属するつながりの中で気にかけること、合う環境を整えることで、人と人のつながりそのものがセーフティネットとして機能することを期待するものでもあります。今回は鳥羽市と亀山市がそれぞれ構築している重層的支援体制の取り組みについて紹介します。



Uni-Voice 音声読み上げコード

出典：厚生労働省 HP

亀山市

亀山市では既存の法制度では支援することが困難な「制度のはざま」の問題（例えば、「ゴミ屋敷、引きこもり、孤独死」など多様化・複合化する地域の課題解決に地域全体で取り組んでいます。市内22地区にある地域まちづくり協議会を単位として福祉課題を解決する仕組みを構築し、地域における助け合いや支え合い活動の促進により地域福祉のネットワークを推進しています。

その中で地域住民が把握した課題について、多機関が連携・協働して包括的に支援する体制を整備するため、2018年度より亀山市社会福祉協議会内にCSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）が、2021年度には、市に相談支援包括化推進員が配置され、行政の福祉部局と社会福祉協議会が同じ場所に拠点を構えている近隣性を活かし、連携しやすい環境となりました。また、相

事業委託者：亀山市 健康福祉部 地域福祉課

ふだんのくらしのしあわせ

ふくしに関する相談なら...

CSWに

コミュニティ ソーシャル ワーカー

ご連絡ください!

高齢者、障がい者、子育て世帯をはじめ、家庭の中で複数の福祉課題を抱える方などの「日頃の暮らしの中で困ったこと、悩んでいること、誰に相談したら良いかわからないこと」などの相談に応じます。

書類を整理したり
手続きするのが苦手

周囲から見て
今後の生活が不安・心配

片付けられずに
物があふれている

相談相手もなく
育児や介護に疲弊している

長く引きこもり
外出できない

どこに相談したらよいかわからない悩みごとや困りごとは、まずは、CSWまでご相談ください。

亀山市では、世帯全体が抱える多様化・複合化した課題の相談支援にCSWが対応しています。制度のはざまの福祉課題はもとより、既存の相談支援機関では応じられない課題にも対応しています。

社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会
亀山市羽若町545番地
TEL. 0595-82-7985
FAX. 0595-83-1578

相談無料
秘密厳守

談をつなぐためのツール「つながるシート」も作成し、毎年、市の窓口業務を担う部局（市民課や税務課など）や、市内の小中高校など関係機関に説明に行き周知にも力を入れています。そして、市と協議を重ね、2022年4月より重層的支援体制整備事業を受託し、段階的に取り組みを強化してきています。

CSWは、①福祉課題を抱えた人への相談・支援を行う「個別支援」②まちづくり協議会の福祉委員会と

の相談・連携による地域の福祉課題の発見・解決やセーフティネットの体制づくり、見守り活動を行う「地域支援」③行政制度でのサポートや現行の法制度では対応できない福祉課題解決に向けインフォーマルによる支援調整などの「仕組みづくり」を担っています。

CSWによる多機関連携の取り組みが地域や関係機関に浸透してきていることが背景にあると実感するほど、相談件数は増加しています。何

年も寄り添いながら、継続的な支援の積み重ねにより、相談支援体制が明確化され、関係機関とのつながりや連携強化も図れるようになりまし。今後、CSWが地域で役割を果たしていくために、人材育成、相談者の方と地域とをつなぐ出口支援（参加支援）、より一層の関係機関とのつながりや連携強化などにも積極的に取り組んでいきたいと考えています。

複合課題相談支援「つながる」シート

複合課題相談支援「つながる」シートを活用した多機関協働による包括的支援体制の構築をめざして

【多機関協働による包括的支援体制】

【多機関協働による包括的支援体制】

複合課題相談支援「つながる」シート

相談日時

氏名	性別	年齢	住所	電話番号

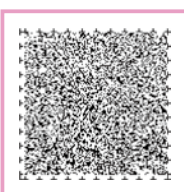
相談内容

相談結果

相談担当者

相談機関

相談日時



鳥羽市

鳥羽市では、既存の各分野の相談支援事業や地域づくり事業を活かしつつ、モデル事業による体制構築を経て、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施しています。このうち鳥羽市社会福祉協議会は、生活困窮者自立支援事業、障害者相談支援事業、参加支援事業、地域力強化推進事業等を受託するとともに、多機関協働で対応するため「地域共生ケース会議」に参加して、市とワンチームで地域課題の解決に取り組んでいます。

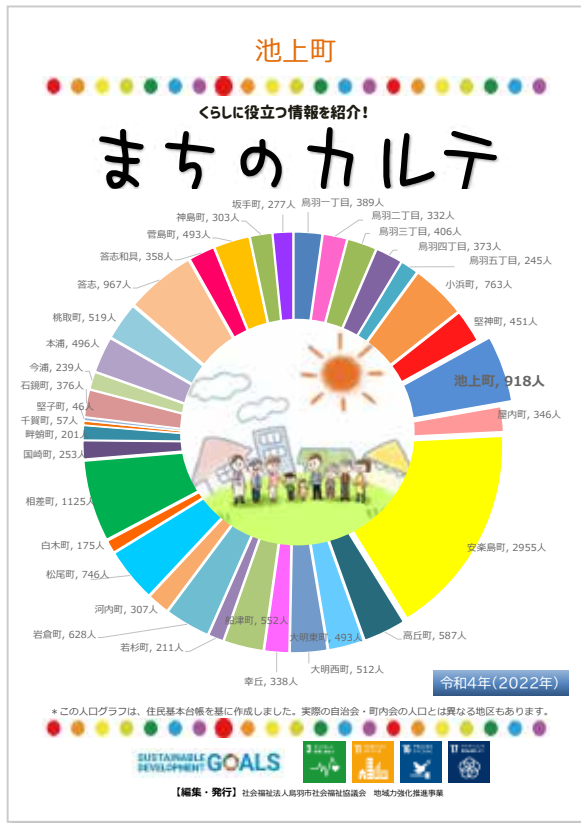
このうち地域力強化推進事業では、地域住民が集まり、自分たちの住むまちの良い所、課題、自分たちでできること・やってみようこと等について話し合う「まちトーク」を開催しています。日頃話し合う機会のない住民同士でも、まちトークでは、まちに対する思いなどについてわいわい意見を出し合っています。この意見をもとに集いの場ができたり、地域の福祉バスの停留所を住民にとって便利な場所に移動したりしました。令和4年度からは、まちトークで出た意見をもとに住民主体の活動を立ち上げる場合に活用でき

る「地域力アップ応援金」制度も始まり、活用を呼びかけています。

また、地域の「相談できる場所など暮らしやすさにつながるお役立ち情報」や「人とひとのつながりに関する情報」や「集いの場」等を可視化した「まちのカルテ」を作成しています。まちのカルテから自分のまちのことを考えたり、困った時に頼れる場所があることを知ったりするきっかけにいただきたいと思います。

Pに掲載しており、わがまちを知るだけでなく、他のまちの取り組みを知ることできます。

同事業では小中学校でも「まちトーク」を行っており、小中学生がまちでできることを考え、郷土愛を育むきっかけづくりをしています。来年度からはコミュニティースクールにも参画して子どもたちと地域をよりつなげていき、オール鳥羽で地域共生社会の実現を目指していきたく考えています。



まちのカルテ QR コード



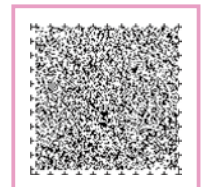
池上町まちトーク

池上町内会のまちトークでは、「『緊急医療情報キット』を各家庭に持たせようか」という意見が出て、アップ金を利用して購入、設置に向けて町内会が説明、設置の手伝いを始めます。



神島中学校まちトーク

神島中学校でのまちトークでは「神島公式Instagramを作りたい」などといった子ども目線の意見がたくさん出ました。町内会につなげ、子どもたちの活躍の場を今後考えていきます。





仕事の「バランス」、普段のわたし

——みんなのワークライフバランス——

第6回

今回は、介護老人保健施設みえ川村老健 吉田明子さんにお話を伺いました。



現在のお仕事内容を教えてください。

医療法人社団 主体会 介護老人保健施設みえ川村老健は、四日市市街地に位置する開設30年の施設です。併設医療機関の主体会病院をはじめ、居宅介護支援事業所や訪問看護、ケアハウスなどが隣接し、それぞれに連携しながら地域の社会福祉資源として総合的なサービス提供の一役を担っています。



私の仕事は「支援相談員」（ソーシャルワーカー）として、支援を必要とする方と支える方（家族・事業者・病院・ケアマネージャーなど）を繋ぐ、役割をしています。

例えば、何かお困りごとがあったら相談にみえた方の話を傾聴し、情報を整理して必要なサービスに繋ぐこと。病院のMSWや居宅ケアマネージャーからの相談を受け、入所や在宅サービスの利用窓口となること。また、老健の大きな役割の一つである在宅復帰に向けた各機関との連絡調整を行うこと。その他、要望や苦情の相談窓口など多岐に渡ります。医師・看護師等と違い、直接身体に触れてケアをする仕事ではありませんが、対人援助職として人の心に寄り添うべく日々業務にあたっています。

当施設の入口には「お年よりなんでも相談所」という看板が掲げられており、実際それを見て相談にみえる方もいらっしやいます。訪れた方に「話して少しほっとした。」

と想像していただけるとは思いません。

仕事とプライベートの切り替え方&休日の過ごし方

私には5歳と3歳の子どもがおり、とても大切な存在ですが、まだまだ手がかりです。仕事と家庭の両立は心身ともになかなか大変で、日々あつという間に過ぎていきます。世の中の子育てしながら働くお父さん・お母さんはどうやって日々やりくりしているんだろう…と自分がその立場になって初めて気が付きました。オンオフを切り替えるスッチは考える暇なく、出勤したら「仕事」・家に帰ったら「家庭」と勝手に入っている感じです。仕事も家庭も完璧なんていうことはまずあり得ないので、本当はああしたい・こうしたいと思っても、「今日はここまで。」とある程度自分の中で折り合いをつけています。家族や職場の理解もあり、多くの方に助けてもらいながら仕事をしています。

平日は保育園に通っているのでも、休日は子どもたちの好きなことに付き合います。行きたい場所・食べたいもの・やりたい遊びなどリクエストを聞いて、なるべく実現できるようにしています。一人で自転車に乗れるようになったり、絵本が読めるようになったり…子どもの成長を見守りながら、日々大変だけど、きつといま自分の人生の中で幸せな時間なんだろうなと思っています。

たまに自分のために使える時間が取れた時は、おいしいものを食べた、雑貨を見たりすることも楽しみの一つです。一人で買い物をするというだけでも気分転換になります。以前は趣味で管楽器を吹いていましたが、環境の変化やコロナ渦でなかなか再開できずにいます。自分の時間が取れると気持ちに余裕ができて、慌ただしい毎日を乗り切るために「緩める」時間は必要だなと思います。



こどもたちと動物園

インクルーシブな社会に向けて、私たちができる「1」とは？

松波めぐみ（大阪公立大学非常勤講師）

世界から日本を見ると？

「日本において障害のある人の人権はどれくらい守られているのか？特にどんなことが課題なのか？」それを示すレポート（総括所見）が2022年9月に国連の障害者権利委員会から発表されました。（国連には、障害者権利条約の批准国がその内容を守っているかどうかを定期的に審査するしくみがあり、2014年に条約を批准した日本は、22年夏に初の審査を受けました。）

そこで、特に日本が努力すべき課題として、次の2点が挙げられました。

① 地域移行の問題

特に精神科病院に長期入院している人が、地域の中で生活できるようにしていく。（障害者権利条約19条）

② インクルーシブ教育の問題

障害のある子が、障害のない子たちから分離されるのではなく、地域の学校で共に学べるようにしていく。（同24条）

この2つの課題を、「インクルーシブ」というキーワードから考えてみたいと思います。

「インクルーシブ」とは？

「インクルーシブ」という言葉は、あえて日本語にすれば「包み込むよ／うな／包摂的」という意味ですが、わかりにくいですね。私は、「インクルーシブ」という言葉を理解するためには、その反対から考えるのが有効だと思っています。「インクルーシブ」の反対は「イクスクルーシブ（排除的）」、つまり「外へ追い出す、のけものにする」といった意味です。これまで、社会の中で排除されてきた（排除されやすい）人たちを直視するのが第一歩です。障害のある人、貧困に苦しむ人、性的マイノリティの人…。かれらが尊厳をもって暮らせるように「社会の中に包み込む」というのがインクルージョンです。ただ、排除的な社会のあり方を変えないままでは、「包み込む」ことはできません。

障害のある人が排除されない（インクルーシブな）社会とは？

国連が指摘した二つの課題を見てみましょう。

ひとつめの「地域移行」の問題は、精神障害者が本来は退院できる（服薬しながら地域で暮らせる）はずが「受け皿がない」ことを理由に長期入院していることを問題視しています。これは、精神障害者を「厄介な人」とみなし、見えないところへと排除してきた結果といえます。その結果、精神障害者と出会う機会は少なく、偏見が解消されにくいのです。各地でグループホームや通所施設をつくらうとしたら、地域住民から反対運動が起こるといっても、偏見がさらなる排除につながる例と言えます。

地域移行を単に政策の問題と見るのではなく、地域で交流したり、正確な知識を学べる場をつくったりしていくことが大切ではないでしょうか。

ふたつめの「インクルーシブ教

育」の問題では、日本で分離教育がまだ続いていることを問題視しています。歴史を振り返ると障害児は1979年まで義務教育さえ保障されず、やっと就学できても健常児と分離され、同年代の子どもや地域の大人とふれあう機会を奪われてきました。障害のない市民が「障害者」とどう接していいのかわからないと感じ、排除的な行動をとる（グループホーム建設反対もその一つ）のは、分離教育が続いてきたことと関係します。

インクルーシブ教育とは、排除の歴史を反省した上で、「障害のある子も無い子も共に学べるよう、最初から分けずに包みこもつ」という概念です。一人ひとりが必要な支援を受けながらも「共に」学べる体制をつくるのは簡単なことではありませんが、計画をたてて進めていくことを総括所見は求めています。

インクルーシブな社会に向けて、それぞれの立場でできることを考えていただければ幸いです。

貸付のご案内 ～令和5年4月から募集開始します！～

【児童養護施設退所者等自立支援資金貸付】

対象者 児童養護施設等を退所又は、里親等の委託解除から5年以内の方で、保護者等から経済的な支援が見込まれない方

金額と期間 ◆生活支援費／月額5万円以内を大学等の在学期間。
◆家賃支援費／月額の家賃相当額を大学等の在学期間。就職者は最長2年間。
※居住地における生活保護制度住宅扶助額の単身世帯額が上限
◆資格取得支援費／25万円を限度とし、就労に必要な資格取得費用を一括。

返還免除 ◆生活支援費／大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業継続した場合
◆家賃支援費／就職した日から5年間引き続き就業継続した場合
◆資格取得支援費／就職した日から2年間引き続き就業継続した場合

※新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方を対象とした内容もあります。
詳しくは「三重県社協 児童養護」で検索して、詳細をご確認ください。

【介護福祉士修学資金貸付】 ※養成施設の修学者

対象者 (1) 介護福祉士養成施設を卒業し、資格取得後介護福祉士となり、三重県知事が指定する県内の福祉事業所・施設等で介護職員等の業務に従事しようとする方
(2) 家庭の経済状況等から介護福祉士修学資金の貸付が必要と認められる方
(3) 養成施設を卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士の資格取得に向けて向学心があると認められる方

金額と期間 ◆修学資金／月額5万円以内を、原則として入学してから2年間
◆入学準備金／入学年の初回送金時に限り20万円以内
◆就職準備金／卒業年の最終送金時に限り20万円以内
◆国家試験受験対策費用／単年度につき4万円以内

返還免除 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、指定業務に従事し、引き続き5年間これらの業務に従事したとき。
※詳しくは「三重県社協 介護福祉士就学資金」で検索して、詳細をご確認ください。

お問い合わせ先 三重県社会福祉協議会 生活福祉資金課

TEL 059-226-1118 (8:30~17:15 土、日、祝休)

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

令和4年度

ボランティア活動保険

商品パンフレットは
コチラ
(ふくしの保険ホームページ)



保険金額・年間保険料（1名あたり）

団体割引20%適用済 / 過去の損害率による割引適用

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	【新設】特定感染症重点プラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円			
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)			
	入院保険金日額		6,500円			
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円		
		外来の手術		32,500円		
	通院保険金日額		4,000円			
	特定感染症		補償開始日から10日以内は補償対象外(*)		初日から補償	
賠償責任の補償	地震・噴火・津波による死傷		×	○	○	
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)			
年間保険料			350円	500円	550円	

*4月1日付で前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。

◆年度途中でボランティア活動保険に加入する場合には「特定感染症重点プラン」への加入をおすすめします。

例えば、被災地での災害ボランティア活動や当初予定していなかったボランティア活動への参加にあたり、新型コロナウイルス感染症をはじめとした特定感染症への備えとして、特定感染症重点プランに加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667

受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)



ありがとうメッセージ

～ 心も一緒に届いています ～

社会福祉法人 度会町社会福祉協議会

令和2年度 一般配分

会食会交流事業

例年、町内4地区で65歳以上の一人暮らし高齢者、70歳以上の高齢者世帯を対象に会食会交流イベントを開催していましたが、コロナウイルス感染症対策のため、レクリエーションを中心としたイベントに変更し、開催しました。

参加者の方からは「久しぶりに会えた方がいて嬉しい」、「笑いながら体を動かすと健康にいいな」などのお声を頂きました。

募金にご協力いただき、ありがとうございました。



三重県自閉症協会

令和2年度 一般配分

世界自閉症啓発デー 特別企画「第12回三重県自閉症協会作品展」

作品展の会場では来場者の方々が、183点の作品をひとつひとつ、ゆっくりご覧いただいている様子に感動し、「知って、見て、感じる」作品展を開催できたことに喜びを感じました。

また、消毒やマスク着用の徹底へのご協力により、コロナ禍でも無事に大きな行事を開催することができました。

皆さまから温かいご寄付をいただき、本当にありがとうございました。



発行人 井村 正勝

編集人 横田 浩一・広報委員会

発行所 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131

TEL : 059-227-5145 FAX : 059-227-6618

URL : <https://www.miewel-1.com/> E-mail : info@miewel.or.jp

編集協力 株式会社アイリック

2023年2月号(通巻380号) 令和5年2月発行

「福祉みえ」は三重県社協のホームページでもご覧になれます。また、広報に関するご意見・ご感想は、E-mailにて受け付けております。